

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、取引先に対する求償の業務等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅で縊死しているところを父親である請求人に発見された。死体検案書には、「死亡年月日時分：平成〇年〇月〇日午前〇時頃、直接死因：縊死、死亡の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者は業務上の事由により精神障害を発病し自殺に至ったものであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会の平成○年○月○日付け意見書によると、被災者は、遅くとも平成○年○月頃には「F 3 2. 0 軽症うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断しており、当審査会としても、C及び被災者の同僚の申述による被災者の言動から、被災者は、平成○年○月頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) そこで、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事についてみると、次のとおりである。

ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、平成○年○月から被災者が取引先に対する求償の業務の担当になったこ

とを主張していることから、以下、検討する。

- (ア) 被災者は、平成〇年〇月、従前から行っていたクレーム申請の監査の業務に加え、エンジン等の製造を行っているD会社が会社に納入したエンジンの欠陥についての求償の業務の補助を行うようになり、同年月からは、同求償の業務の専属となり、D会社の求償に関する直接交渉を被災者が中心となり行うようになったことが認められる。
- (イ) 同出来事について、Eは、「部をまたいでの変更ではないので、被災者に辞令は出ておらず、デスクの移動もなかった。」と述べていることから、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に当たるとみるのが相当である。
- (ウ) 同出来事の業務内容の変化についてみると、Fは、被災者が担当していた求償の業務について「基本的に私たちは責任割合を決定しその割合で支払うよう交渉するが、相手は支払いたくない訳だから、それなりのストレス等にかかる内容にはなる。」、「求償額の設定によっては、損失額も高額になるが、金額が確定せず交渉中の状況だった。」と述べ、また、Gは、同じく「D会社の場合は期日が決められてしまうので、それまでにやらなければならないという重圧はあったのかもしれない。」、「被災者が矢面に立たなくてはならなくなったという語弊があるが、重圧がかかったことは間違いないと思う。」と述べており、被災者がそれまで担当していた書類審査を中心とした監査の業務から業務内容が大きく変更となったものと認められ、また、Fは、「求償担当上司も異動になり、異動してきた上司も統括するが、特段適格なアドバイスもなく被災者がメインで直接交渉業務に当たっていたというような状況ではあった。」と述べており、被災者の業務変更にあたり上司のサポートが十分ではなかったという状況も認められる。この点、Hは、「報告書は英語が大部分を占めており、被災者も英語は得意ではなかったようだが、Gと相談しながら報告書をまとめたようだ。」と述べているように同僚からの一定のサポートがあり、さらに、会社の出荷後のクレーム求償業務手続では、クレーム求償額を買掛金と相殺できると定められており、経理上の処理は社内で行うことを踏まえたとしても、被災者は、業務内容が変更となり、一定の心理的な負荷を生じていたものと推察される。

(エ) 一方、業務量の変化としては、Cは、「人員配置の変更により少人数の体制になり、仕事が自分のところに回ってきて、業務量が増加したというような話は聞いている。被災者から仕事が終わった後に連絡があるときは、午後〇時から午後〇時だったので、それなりの業務量ではあったと思う。」と述べているのに対し、Gは、「業務量はそれほど変化はなかったと思う。」と述べている。

この点、被災者の労働時間についてみると、時間外労働は発病直前には月30時間程度とそれ以前の月15時間程度よりも増加していることは認められるものの、その他一件記録を精査するも、業務量が大きく増加したとまでは認められない。

(オ) 以上のことから、同出来事については、被災者の業務量が大きく変化したものとまでは認められず、一定の同僚の支援を受けてはいたものの、被災者はそれまで従事していた業務とは異なる部分の多い慣れない業務に上司からの十分な支援を受けることなく従事していたものと認められるところであり、当審査会としても、その心理的負荷の強度は「中」であるものと判断する。

(4) 以上のとおり、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「中」の出来事が1つであり、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、また、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。